

神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則及び神奈川障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

**神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則及び神奈川障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則**

(神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「入校申込書（第1号様式）」を「校長が知事の承認を得て定める入校の申込書（以下「入校申込書」という。）」に改め、同条第2項中「（第2号様式）」を「（第1号様式）」に改める。

第4条第1項中「前条第1項に規定する」を削る。

第5条第1項中「6月」を「3月」に、「誓約書（第3号様式）」を「諸規程を堅守することを誓約する書面として校長が知事の承認を得て定めるもの（以下「誓約書」という。）」に改め、同条第2項中「保護者（）及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第1項中「退校届（第4号様式）」を「校長が知事の承認を得て定める退校の届出書（以下「退校届」という。）」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「前条第2項」に改める。

第13条中「（第5号様式）」を「（第2号様式）」に改める。

第14条中「（第6号様式）」を「（第3号様式）」に改める。

第15条中「、精励皆勤した者に皆勤賞を、精勤した者に精勤賞を」を削り、「授与する」の次に「ことができる」を加える。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とする。

第3号様式及び第4号様式を削り、第5号様式を第2号様式とし、第6号様式を第3号様式とする。

(神奈川障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第2条 神奈川障害者職業能力開発校運営規則（昭和54年神奈川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「入校申込書（第1号様式）」を「校長が知事の承認を得て定める入校の申込書（以下「入校申込書」という。）」に改める。

第6条中「前条第1項に規定する」を削る。

第7条第1項中「6月」を「3月」に、「誓約書（第2号様式）」を「諸規程を堅守することを誓約する書面として校長が知事の承認を得て定めるもの（以下「誓約書」という。）」に改め、同条第2項中「保護者（）及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第9条第1項中「退校届（第3号様式）」を「校長が知事の承認を得て定める退校の届出書（以下「退校届」という。）」に改める。

第10条中「、精励皆勤した者に皆勤賞を、精勤した者に精勤賞を」を削り、「授与する」の次に「ことができる」を加える。

様式を削る。

## 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に神奈川県立の総合職業技術校に入校した者に係る褒賞の授与については、第1条の規定による改正後の神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に神奈川障害者職業能力開発校に入校した者に係る褒賞の授与については、第2条の規定による改正後の神奈川障害者職業能力開発校運営規則第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。